平成２１年（フ）第１７１号
佐賀県伊万里市東山代町長浜246番地
債務者　中尾　玄宜
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７３号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治2147番地４　池上住宅北側
債務者　内田圭一郎
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７４号
佐賀県伊万里市脇田町342番地29
債務者　小村亜紀子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２６号
宮崎市大字芳士1077番地１　県営住宅104棟18号、前住所宮崎県宮崎郡清武町加納２丁目48番地２　パブリックハイム清家109号
債務者　江藤　英樹
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４０号
宮崎市大字本郷南方4030番地１　ヴィンドヴィラＫ２―305号
債務者　大元　一恵
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２５５号
宮崎市佐土原町大字下田島12215番地７、住民票上の住所宮崎市大字瓜生野2430番地２
債務者　三好　政洋
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６３号
鹿児島県日置市東市来町伊作田1512番地２
債務者　永留　弘明
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市船津町４番６―303号
債務者　岩重　美枝
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目21番３―110号
債務者　江口とみ子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
福島県郡山市緑ヶ丘西１丁目７―６、住民票上の住所福島県郡山市富久山町南小泉字三道口40番地の37
債務者　桜田　和也
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
福島県須賀川市朝日田159番地１
債務者　佐藤　　哲
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
福島県郡山市赤木町13番12号
債務者　安齋　良一
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
福島県郡山市日和田町字千峯坦65番地の８　エスポワールⅡ101号
債務者　星　れい子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
福島県郡山市亀田１丁目32番６号　ミツグコーポ102号
債務者　宮崎　　隆
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
福島県須賀川市木之崎字向原12番地144
債務者　久米田義仁
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
名古屋市港区宝神町字元美1300番地の１
債務者　宮本　　茂
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９１号
名古屋市守山区西川原町304番地　ペルル新守山303号
債務者　宮本　尚之
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３２８号
名古屋市守山区白沢町308番地
債務者　伊藤　純子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部